

以上のとおり、R D 最終処分場問題については、周辺地域に生活環境上の支障が生じたことの責任は、R D 社にあることはいうまでもないが、県のこれまでの行政対応を検証すると、次のような点に問題があったと考えられる。

住宅地に隣接していることから、生活環境上の支障への配慮が必要な処分場であるという地域特性の認識が十分持たれず、また、R D 社が行政指導に従っていたことから、比較的問題の少ない事業者という認識が持ち続けられ、県はR D 社に対して基本的な認識が甘かった。また、県の組織体制として、人員増が行われた平成9年度頃より以前は、膨大な廃棄物行政の事務を抱えながら、人員の確保が十分ではなく、また、R D 社に対する報告徴収や立入検査など監視が行き届かず、より適切なタイミングで指導監督権限を行使しなかったことが事態を悪化させる一つの要因となった。

このように、R D 最終処分場問題では、県の組織としての対応が十分であったとはいえ、R D 社による違反行為を抑止できないままに、この問題を大きくかつ長期化させる結果となった。

ゆえに、R D 社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不十分さもその遠因の一つとなっており、県に行政上の責任があることは否めない。このため、このようなことが二度と起こらないよう、県は、指導監督体制の強化等の再発防止に努める責任がある。